

令和4年度川崎市商業者 PR 事業委託業務仕様書

1 主旨・業務目的

本市では、これまで、商店街の魅力ある店舗の周知等を目的として、商店街で新たに開業した事業者からビジネスモデルを公募し、審査によって選定された優れた店舗を表彰する「川崎市空き店舗活用アワード事業」を実施してきた。しかしながら、市内には、まだ多くの魅力あふれる店舗があるにもかかわらず、効果的な PR ができていないことで、市民に知られていない状況がある。

本業務は、地域の民間事業者の情報収集力・ネットワークを活用し、意欲ある事業者の認知度向上を目的に、市内の優れた個店・商品を発掘しながら、市民参加型でのイベントを実施し、募集から投票、公表まで、複数回に渡り参加店舗の露出度を上げるため、広く PR を行うもの。

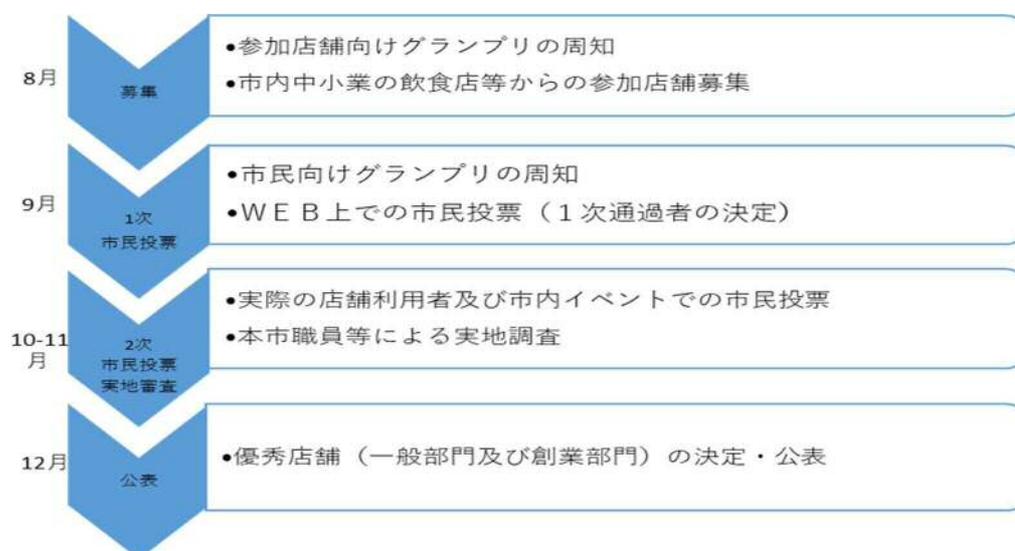
2 契約条件

- (1) 契約期間 : 契約締結日から令和5年3月17日(金)まで
- (2) 履行場所 : 川崎市内 他
- (3) 契約の種別 : 委託契約

3 業務内容

市内の魅力あふれる個店について、「(仮称) 魅力あふれる個店かわさきグランプリ (以下、「グランプリ」という)」の開催を通じて、PR の支援を行う。令和4年度においては、「美味しさ」「見た目」「値ごろ感」等を評価の視点とし、「一般」・「創業」の2部門に分かれ、「自慢の一品」をテーマにグランプリを開催する。グランプリや参加店舗の PR にあたっては、従来のホームページや紙媒体での PR にとどまらず、インフルエンサーや地域の関係団体等を巻き込み、SNS を活用しながら広く情報発信を図るなど、多様な手法で、募集から審査、公表まで、継続的に PR を図る。

(1) スケジュール (予定)



(2) 本業務の委託内容について

- ア 業務目的を達成するため、地域の民間事業者と連携した効果的な PR 手法等の企画・実施
- イ 関係者との調整や必要な資材の調達等、グランプリ実施に向けた準備
- ウ 参加者アンケートの実施（参加店舗及び参加市民）
- エ 実施報告書の作成

(3) 役割分担について

本事業の受託者と本市の役割分担は次のとおりとします。

	川崎市	受託者
募集 (※1)	・市ホームページや商店街等へのグランプリの PR	・参加店舗向けグランプリの PR ・魅力ある個店の発掘・参加促進 ・参加店舗の集約及び1次投票に向けた店舗との調整
1次投票 (※2)	・WEB 投票の準備・実施・集計	・市民向けグランプリ(1次投票)の PR ・参加店舗の PR ・1次投票結果の公表 ・2次投票・審査に向けた店舗との調整
2次投票・審査 (※2)	・投票の準備・実施・集計 ・市イベント等へ出店調整 ・実地審査の準備・実施	・1次通過店舗の取材・PR ・市民向けグランプリ(2次投票)の PR ・市イベント出店時でのグランプリの演出・装飾
結果公表 (※3)	・市ホームページ等での受賞店舗の PR	・受賞店舗の PR
その他	・事業全体の進捗管理	・投票参加市民へのインセンティブの確保(1次用・2次用) ・参加者アンケートの実施・集計 ・実施報告書の作成

※1 参加店舗は、みなし大企業及びチェーン店を除いた、中小企業基本法に規定する市内中小企業で、飲食店の営業許可証を有するものとし、①開業年数を問わない一般部門、②開業後3年以内の創業部門、の2部門で、原則、自薦にて募集を行います。魅力ある個店を発掘し参加を促しながら、30店舗以上の参加を目標に行います。

また、公序良俗に反する営業を行っているもの、特定の宗教・政治団体と関わるもの、暴力団又は暴力団員が経営に関与しているものは除くこととし、店舗から当該事業者が該当しない旨の確認を行う等、本市と連携し、募集時において慎重に確認を行います。なお、募集以降において、該当することが判明した場合は、参加を取り消すものとします。

※2 投票・審査は、2段階で実施し、1次投票は、市民（市外在住者も可）によるWEB投票とし、①②部門合計で投票数上位10店舗ほどを、1次通過店舗とします。2次投票は、実際の店舗利用者による投票と、本市イベント等（11月頃を予定）での投票の2種類の市民（市外在住者も可）による投票のほか、本市等による実地審査で、優秀店舗を決定します。

※3 結果公表は、2次投票・審査の各部門上位2店舗程度をグランプリ及び準グランプリとして表彰します。

4 報告書の提出

「3 業務内容」の業務について、報告書を2部作成し、Word、Excel、PowerPoint等の電子データとともに、業務終了後、速やかに納品すること。

5 支払い

業務終了後、報告書を発注者が検査・確認した上で、適法な請求書に基づき、支払うものとする。

6 その他

- (1) 受注者は、本事業の実施に際し、発注者と十分な連絡・調整を行うこと。
- (2) 受注者は、契約後、本仕様書に定める事項等に疑義が生じた場合、また、記載されていない事項については、発注者との協議の上、指示に従うこと。
- (3) 受注者は、本事業の実施において得た情報は、本事業以外の目的に使用しないこと。
また、本事業が終了した後は、速やかに破棄すること。
- (4) 事業実施（打合せ含む。）にあたり使用する川崎市の施設は、一部を除き原則無償とする。
- (5) 受注者は、業務に関する内容は、発注者に許可なく外部に発表しないこと。
- (6) 受注者の責任に起因する問題が発生した場合は、受注者は自己の責任において、これを修復するものとする。
- (7) この仕様書の内容は、受注者は発注者と協議の上、変更することができるものとする。